

申 請

平成 23 年 8 月 25 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人 殿

岩手県知事
達増 拓也

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 8 月 1 日付指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 別紙の出荷・検査方針に基づき、全頭検査対象農家及び全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）が放射性物質についての検査を受け、暫定規制値以下となった肉を販売するためと畜場に出荷しようとする牛について、と畜場への出荷制限を解除すること。
- 2 全戸検査済み農家の飼養する牛について、県外への移動制限及びと畜場への出荷制限を解除すること。

(別紙)

出荷・検査方針

1 定義

(1) 「全頭検査対象農家」とは、

- ① 牛の飼養農家であって、岩手県が実施した緊急立入調査等により適切な飼養管理が確認されなかったもの。
- ② その肉の放射性セシウムについての検査結果が暫定規制値 (500 Bq/kg) を超過した牛の飼養農家
- ③ 牛の飼養農家であって、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で放射性セシウムにより汚染された稲わら (以下「汚染稲わら」という。) についての立入調査が行われていないものをいう。

(2) 「全戸検査対象農家」とは、全頭検査対象農家以外の牛の飼養農家をいう。

(3) 「全戸検査済み農家」とは、全戸検査対象農家のうち、農家別検査により放射性セシウムについての検査結果が全て 50Bq/kg 以下となり、かつ、その検査結果が得られた日から3か月を超えていないものをいう。

(4) 「農家別検査」とは、農家別に (その飼養する牛の中に飼養管理状況の相違等により放射性物質による影響が異なると岩手県職員が認めた群がある場合にあっては、その群ごとに) 岩手県職員等が指定する牛1頭以上につき行う放射性物質についての検査をいう。なお、BSEの死亡牛検査の対象牛のうち、死亡する直前まで通常の飼養管理下にあり急性疾患又は事故で死亡した牛であることを岩手県職員が認めたものの肉の放射性物質についての検査も農家別検査とすることができる。

2 全頭検査対象農家

(1) 全頭検査対象農家の飼養する牛は、(2)による場合を除き、株式会社岩手畜産流通センター (以下「岩畜」という。) に出荷し、その全頭につき放射性物質についての検査を行うものとする。

(2) 全頭検査対象農家 (既に(1)の検査が行われ、その放射性セシウムについての検査結果が全て 500Bq/kg 以下となり、かつ、その検査結果が得られた日から3か月を超えていないものに限る。) の飼養する牛は、他の地方自治体が4により全頭検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材のうえ、岩手県が全頭検査を行う場合には、岩手県外のと畜場に出荷して差し支えないものとする。

3 全戸検査対象農家

(1) 全戸検査対象農家 (全戸検査済み農家を除く。) の飼養する牛は、岩畜に出荷し、農家別検査を行うものとする。

(2) 全戸検査済み農家の飼養する牛は、と畜場に出荷して差し支えない。ただし、次に掲げる牛については、岩畜に出荷し全頭検査を行うものとする。

- ① 汚染稲わらを食べた牛であって、当該全戸検査済み農家に移動してきたもの
- ② 福島第一原子力発電所の 20km 圏内から事故後に移動してきたもの

(3) 岩手県は、農家別検査と併せ、安全性をより確かなものとするとともに、長年築き上げてきた「いわて牛」を中心とする岩手県産牛肉への信頼を回復させるため、全戸検査済み農家の飼養する牛全頭についても放射性物質の検査が行われるよう努める。

4 他の都道府県に所在すると畜場への出荷

(1) 岩手県は、県内で飼養されている牛が岩手県外のと畜場に出荷される場合には、当該と畜場を管轄する地方自治体に対し、事前に、牛の飼養農家、出荷の予定日、出荷先のと畜場、出荷の頭数及び出荷される牛の個体識別番号を通知する。

また、岩手県は、この通知に含まれていない牛がと畜場に搬入された場合には、その旨を岩手県に通報するよう当該と畜場を管轄する地方自治体に要請する。

(2) (1) の場合において、全頭検査対象農家の飼養する牛が含まれる場合には、その牛の個体識別番号を明らかにした上で、その全頭につき放射性物質についての検査、と畜場における適正な管理、検査結果の通知等が行われるよう、当該と畜場を管轄する地方自治体に協力を要請する。

(3) 岩手県は、(2) により要請する協力の内容について、予め包括的に当該と畜場を管轄する地方自治体と協議する。

5 出荷計画

(1) 岩手県は、牛の飼養農家ごとに、次の事項を記録した台帳を作成するとともに変更の都度更新し、これにより牛の飼養農家及びその飼養する牛の管理を行う。

① 全頭検査対象農家、全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）又は全戸検査済み農家の別

② 3の(2)の①及び②に掲げる牛の飼養の有無及びその個体識別番号

(2) 出荷計画は、岩畜の検査のためにと畜能力が限られていることを踏まえ、放射性物質についての検査が円滑に行われるよう、出荷の予定日ごとに、出荷すると畜場、出荷する牛の飼養農家、出荷する牛、検査の場所等について定める。

(3) 出荷計画案は、生産者団体等が作成し、岩手県及び関係者から構成される「岩手県肉牛出荷計画調整協議会」において、その作成する調整方法等により調整し、確定する。

(参考：岩手県肉牛出荷調整連絡会議（仮称）)

- ・目的：岩畜への各団体からの出荷計画の調整・策定と、と畜計画の調整・策定
- ・構成：県、全農岩手県本部、岩手県家畜商業協同組合、(株)岩手県畜産流通センター
- ・活動：毎月1回、と畜搬入計画会議を開催し、岩畜における向こう1ヶ月間の受入れ計画を関係者間で協議・調整する。

(4) その際、岩畜のと畜能力、岩手県が放射性物質についての検査を依頼している検査機関の検査能力並びに4により岩手県外のと畜場に出荷される牛についての受入状況を勘案し、実施可能な出荷計画を定めるものとする。

6 岩畜における管理等

(1) 岩畜における受入れ及び確認

岩畜は、受け入れる牛について、1頭ごとに出荷者を確認し、出荷計画と照合し、結果を県に報告する。

(2) 枝肉及び内臓等の保管・管理

- ① 岩畜においては、放射性物質についての検査の対象となる牛とそれ以外の牛が確実に区分されるための措置（と畜順による管理、枝肉への表示等）を行う。
- ② 検査の試料採取は、と畜検査員が行う場合を除き、岩手県職員の監視と指導のもとに、と畜場の職員又は岩手県が指定した者が行う。
- ③ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、検査結果が判明するまで岩畜内又は管理が確実にできるとして岩手県が指定する場所で保管・管理を行う。
- ④ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、暫定規制値を超過したことが判明した場合は、岩手県職員又は岩手県が指定した者が個体識別番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に流通させないこととする。また、暫定規制値以下である場合は、と畜場等からの持ち出し又は加工等を行うことができる。

(3) 検査結果通知書の発行

- ① 上記に従って放射性物質の検査を行い、暫定規制値以下であった牛の肉については、岩手県が、「牛肉の放射性物質検査結果通知書」を発行する。
- ② 全戸検査済み農家に対しては、岩手県が、有効期限を付して全戸検査済み農家であることを通知する。その際、3の(2)の①又は②に掲げる牛を飼養する全戸検査済み農家に対する通知書には、当該農家がこれらの牛を飼養している旨及びこれらの牛の個体識別番号を記載するものとする。全戸検査済み農家は、通知書の写しを添付の上、岩畜又は4により受け入れ体制が整っている県外のと畜場への出荷を行う。

7 放射性物質についての検査結果が暫定規制値を超過した場合の対応

(1) 検査結果が、暫定規制値を超過した牛に由来する枝肉及び内臓等については、販売を認めず、廃棄する。

(2) 岩手県は、暫定規制値を超過した牛を出荷した農家に対して、飼料や家畜の管理状況等の立入調査等により原因を究明し、再発防止を指導する。

8 牛の飼養農家への指導

(1) 指導体制の強化

岩手県は、関係機関・団体等と連携の下、牛の飼養農家に対して、定期的に立入検査を行い、適切な飼養管理（暫定許容値以下であると認められる飼料の給与、放射性物質により汚染されていないと認められる水の給与など、放射性物質の降下等による影響を避けられる飼養管理）が継続されるよう指導を行う。

(2) 出荷・検査体制の周知徹底と情報の共有

岩手県は、関係機関・団体等をメンバーとした連絡会議を定期的に開催し、牛の飼養農家に対して、新たな出荷・検査体制の周知徹底を行うとともに、適正な検査体制が整備・実施されるよう指導を行う。また、国等から提供される各種情報についての共有化と周知を図る。

(3) 情報の提供

岩手県は、関係機関・団体等と連携の下、消費者・流通業者に対して適時・的確に検査結果などの情報を、県ホームページや研修会等を通じて、提供するとともに、市場に流通している牛肉は食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

9 適切な飼養管理体制を徹底するための措置

7月13日から実施した県内全ての牛の飼養農家7,546戸に対する稲わらの入手、保管や給与を含む飼養管理状況の聞き取り調査及び立入調査により、197戸（肥育農家57戸、酪農47戸、肉用繁殖農家93戸）の農家において、原発事故後に収集された稲わらの給与や敷料への使用が確認された。

このため、引き続き8月13日まで、当該農家や全ての肥育牛飼養農家への立入調査を行い、稲わらの収集場所や流通経路等を確認するほか、放射性物質の濃度を検査するためのサンプル採取を行うとともに、家畜の飼料及び敷料等に利用しないこと、適正な飼養管理を行うこと等について指導した。

また、飼料販売を行っている212業者に対して、7月19日から7月22日まで、稲わらの販売状況を調査し、1業者について、原発事故後に収集された稲わらを取り扱っていたことを確認したため、当該業者による稲わらの自主的な回収と適正な保管の徹底、販売先農家への適正な情報提供を指導した。さらに、販売先となった農家に対し適正な飼養管理について指導した。

このような立入調査等により、汚染稲わらの利用が確認された全頭検査対象農家は、稲わらの採取ができなかった50戸（肥育農家18戸、酪農14戸、肉用繁殖農家18戸）、稲わらの放射性物質の検査により暫定許容値を超過した77戸（肥育農家19戸、酪農13戸、肉用繁殖農家45戸）の計127戸（肥育農家37戸、酪農27戸、肉用繁殖農家63戸）となった。

○ 汚染稲わらの利用状況調査結果

| 飼養区分 | 農家戸数 | 利用状況 | | |
|---------|---------|-------|-----------|-------|
| | | 飼料利用 | 敷料利用 | 計 |
| 乳用牛（酪農） | 1,196 戸 | 15 戸 | 38(6) 戸 | 47 戸 |
| 肥育牛 | 454 戸 | 54 戸 | 6(3) 戸 | 57 戸 |
| 肉用繁殖牛 | 5,896 戸 | 43 戸 | 63(13) 戸 | 93 戸 |
| 計 | 7,546 戸 | 112 戸 | 107(22) 戸 | 197 戸 |

注) H23.8.8 現在、() 内は、飼料利用もしている農家戸数

○ 汚染稲わらの放射性物質の検査結果

| 飼養区分 | 農家戸数 | 暫定許容値 以下 | 暫定許容値 超過 (a) | 稲わら 採取不能(b) | 不適切な飼養 管理 (a+b) |
|---------|-------|-------------|-----------------|----------------|--------------------|
| 乳用牛（酪農） | 47 戸 | 20 戸 | 13 戸 | 14 戸 | 27 戸 |
| 肥育牛 | 57 戸 | 20 戸 | 19 戸 | 18 戸 | 37 戸 |
| 肉用繁殖牛 | 93 戸 | 30 戸 | 45 戸 | 18 戸 | 63 戸 |
| 計 | 197 戸 | 70 戸 | 77 戸 | 50 戸 | 127 戸 |

これらを踏まえ、以下の措置を講ずることにより、適切な飼養管理の徹底を図る。

(1) 汚染稲わらの処分等

次の①から④の措置について、岩手県職員が、その実施について責任をもって管理する。

- ① 汚染稲わらの処分にあたっては、適切な処分方法を判断するため、放射性物質についての検査を実施しつつ、保管場所や処分の方法について、関係市町村等と連携・協議を行う。
- ② 暫定許容値を超える汚染稲わらについて、農家ごとに残量、放射線量測定結果、保管場所等を記載した「汚染稲わら適正管理確認票」を作成し、これに基づき、その処分までの間、定期的に適切な保管がなされていることを確認する。
- ③ 汚染稲わらの利用停止と隔離を確実にを行うため、畜舎・住居から離れた場所において、スプレー等での着色、シート等での被覆、封印等を実施する。
- ④ 汚染稲わらについては、可能な限り速やかに処分することとし、処分されたことを確認の上、汚染稲わら適正管理確認票にその旨を記載する。

(2) 飼養管理指導体制の強化

岩手県は、関係機関・団体等と連携しながら、牛飼養農家に対して、定期的（約3か月に一度）な聞き取りや立入調査を実施し、適切な飼養管理を継続するよう指導を行う。

○ 牛の飼養農家への巡回指導

牛の全戸検査に先立ち、飼養農家への巡回指導を実施する。

- ・実施者：県（広域振興局、農業改良普及センター、家畜保健衛生所）、市町村、農業協同組合
- ・実施内容：県独自の飼養管理チェックリスト及びパンフレットに基づき、安全な飼料の給与や適切な保管、出荷遅延に係る家畜の飼養管理の留意点などの指導を徹底、疑わしい稲わら等の検査 など

(3) 牛の飼養農家への適切な飼養管理の周知

岩手県は、「出荷制限の一部解除」の内容や出荷の遅延に伴う適切な飼料給与などの飼養管理の注意点を盛り込んだパンフレット等を作成・配布するなど、牛の飼養農家に対して、各種情報を速やかに周知するとともに、適切な指導を行う。

(4) 今後収穫される飼料の適切な利用の徹底

給与する飼料の安全性を確保していくため、県内全市町村を対象に、今後収穫される粗飼料の放射性物質のモニタリング調査を行い、飼料の適切な利用を徹底する。

- ・実施時期：8月～11月
- ・対象：全市町村（34）
- ・調査飼料：稲ホールクroppサイレージ、トウモロコシ、稲わら など

(5) 飼料販売業者等への指導強化

飼料販売業者に対しては、定期的に聞き取りや立入調査を行い、適切な稲わらのみを扱うよう指導する。